

次に掲げる条例を公布する。

令和8年6月23日

世田谷区長

伊保 展人

- | | |
|------------|---|
| 世田谷区条例第29号 | 世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例 |
| 世田谷区条例第30号 | 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例 |
| 世田谷区条例第31号 | 世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 |
| 世田谷区条例第32号 | 世田谷区立公園条例の一部を改正する条例 |

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正
する条例

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和62年7月
世田谷区条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部東京都市計画田直地区地区整備計画区域の項を削り、同部に次の
ように加える。

東京都市計画外環道 東名ジャンクション 周辺地区地区整備計 画区域	東京都市計画外環道東名ジャンクション周辺地区 地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められ た区域
--	---

別表第1の2の部東京都市計画世田谷西部地域大蔵・喜多見地区地区整備計画区域
の項を削る。

別表第2東京都市計画田直地区地区整備計画の部を削り、同表東京都市計画世田谷
西部地域喜多見地区地区整備計画の部を次のように改める。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

った区域」という。)に建築する場合(建築物の敷地が当該区域に係る事業計画に定められた公共施設としての道路(以下この項において「土地区画整理道路」という。))に接する場合又は当

該敷地内に土地地区画整理道路がある場合には、区長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた建築物を建築するときに限る。この場合において、当該敷地のうち土地地区画整

に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。）
ア 土地地区画整理法第9条第3項の規定による土地地区画整理事業の施

行に
ついで
の認可
の公告
及び同
法第
10条第
3項の規
定によ
る事業
計画の
変更に
ついて
の認可
の公告
イ 土
地区
画整
理法
第2

1条
第3
項の
規定
によ
る土
地区
画整
理組
合の
設立
につ
いて
の認
可の
公告
及び
同法
第3
9条
第4
項の
規定
によ
る事
業計
画の
変更

について
の認可の
公告
ウ 土
地区
画整
理法
第5
1条
の9
第3
項の
規定
によ
る土
地区
画整
理事
業の
施行
につ
いて
の認
可の
公告
及び

同法
第5
1条
の1
0第
2項
の規
定に
よる
事業
計画
の変
更に
つい
ての
認可
の公
告
エ 土
地区
画整
理法
第5
5条
第9
項及
び第
69

第7項の規定による事業計画の決定の公告並びに同法第55条第13項及び第69条第10項の規定による事業計画の変更

の公告
オ 土
地区
画整
理法
第7
1条
の3
第1
1項
の規
定に
よる
施行
規程
及び
事業
計画
の認
可の
公告
並び
に同
条第
15
項の
規定

			による施行規程及び事業計画の変更の認可の公告								
喜多見宮之原住宅地区	1 法別表第2（い）項第1号に規定する住宅のうち、住戸専用部分の床面積が30㎡未満の住戸を有するもの 2 法別表第2（い）項第3号に規定する共同住宅のうち、住戸専用部分の床面積が30㎡未満の住戸を有するもの	1 建築物の敷地面積が100㎡未満の場合は、10分の12 2 建築物の敷地面積が100㎡以上300㎡未満の場合は、敷地面積（単位を平	100㎡				10m。ただし、建築物の敷地面積が300㎡以上の場合は、この限りでない。				

			方メート ルとする。 から10 0を減じ たものに 20分の 3を乗じ たものに 120を 加えて得 た数値を 100で 除して得 たもの								
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第2 備考以外の部分に次のように加える。

東京都 市計画 外環道 東名ジ ヤンク ション 周辺地 区地区 整備計 画	住宅地区		1 0 分の 1 0。ただし、 建築物の敷 地が次の各 号のいずれ かに該当す る場合は、 当該各号に 掲げる数値 とする。こ の場合にお いて、敷地 内に区画道 路（計画図 2 に示す区 画道路をい う。以下こ の部におい て同じ。） が位置づけ られている 場合（以下 この部にお いて「区画 道路が位置 づけられた 敷地」とい う。）は、 区画道路に		1 0 0 m ²	建築物の外 壁又はこれ に代わる柱 の面及び当 該建築物に 附属する門 又は扉の面 の位置につ いては、次 のとおりと する。 (1) 区画 道路が 位置づ けられ た敷地 におい ては、 区画道 路境界 線 (2) 法第 4 2 条 に規定 する道 路又は 区画道 路が交 わる角					軒、ひ さし、 手すり、 戸袋、 出窓、 階段、 からぼ り（ド ライエ リア） その他 これら に類す るもの が、壁 面の位 置の制 限の規 定によ り建築 物の外 壁又は これに 代わる 柱等を 設ける ことが できな いこと
--	------	--	--	--	----------------------	---	--	--	--	--	--

[illegible]

		地区地区計画における区画道路31号に接する敷地又は区画道路が位置づけられた敷地の場合 10分の12 (2) 敷地面積が200㎡以上の敷地の場合 10分の15			とした底辺3mの二等辺三角形の底辺となる線。ただし、機能補償道路内の隅切りの箇所を除く。					
	田直住宅地区	10分の12。ただし、建築物の敷				10m。ただし、建築物の敷地面積（区画道路が位置づけられた敷				

			地面積（区画道路が位置づけられた敷地は、区画道路に係る部分を敷地面積から除外した面積）が200㎡以上の場合、この限りでない。					地は、区画道路に係る部分を敷地面積から除外した面積）が200㎡以上の場合、12m				
	喜多見東住宅地区	1 法別表第2（い）項第1号に規定する住宅のうち、住戸専用部分の床面積が30㎡未満の住戸を有するもの 2 法別表第2（い）項第3号に規定する共同住宅のうち、住戸専用部分の床面積が30㎡未満の住戸を有するもの	1 建築物の敷地面積が100㎡未満の場合は、10分の10 2 建築物の敷地面積が100㎡以上200㎡未満の場合は、10分の12					1 建築物の敷地面積が100㎡未満の場合は、10m 2 建築物の敷地面積が100㎡以上500㎡未満の場合は、12m 3 建築物の敷地面積が500㎡以上の場合は、15m				

[illegible]

			区画道路に係る部分を建築物の敷地面積から除外する。									
	多摩堤通り沿道地区	1 法別表第2 (に) 項第3号に定めるボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 2 法別表第2 (に) 項第5号に定める自動車教習所 3 法別表第2 (に) 項第6号に規定する政令で定める規模の畜舎 4 法別表第2 (に) 項第7号及び第8号に定める建築物 (法別表第2 (は) 項第5号に規定する政令で定めるものを除く。)										
	高速道路周辺地区							12m。ただし、建築物の敷地面積 (区画道路が位置づけられた敷地は、区画道路に係る部分を敷地面積から除外した面積) が500㎡以上の場合は、15m				

別表第3中

東京都市計画世田谷 西部地域喜多見北部 地区地区整備計画	「	東京都市計画世田谷 西部地域喜多見北部 地区地区整備計画	」
東京都市計画世田谷 西部地域大蔵・喜多 見地区地区整備計画	を		に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。